

国家戦略特別区域等における規制改革事項に係る提案募集要項

内閣府地方創生推進事務局

1. 規制改革事項の提案募集について

産業競争力の強化と国際ビジネス拠点の整備を目的とした国家戦略特区制度について、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下、特区法）第 5 条第 7 項及び国家戦略特別区域基本方針（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定。）第 7 に基づき、随時提案を募集しています。

御応募いただいた提案内容については、規制の特例措置の創設に向け、規制所管省庁と折衝を行います。

また、国家戦略特別区域として指定された区域に限定（※ 1）して規制改革を求める提案のみではなく、当初から全国での規制改革を求める提案についても募集しています。

併せて、特区法第 38 条第 1 項の規定に基づき、国家戦略特区と構造改革特区との一体的な運用を図る観点から、構造改革特区の提案も募集しています。

※ 1 国家戦略特区制度において創設された規制の特例措置は国家戦略特別区域に指定された区域のみで実施することができるものであることに御留意願います。

2. 提案の主体

地方自治体や民間事業者等から広く募集しています。

なお、複数の主体による共同での提案も可能です。

3. 募集する提案の要件

次の（１）及び（２）に該当する提案について募集します。

（１） 産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成の推進（地方創生に資するものを含む。）に資する提案であること。

（２） 現行の規制・制度のもとでは実施不可能又は困難なことに対して、それを実施可能にするための規制・制度改革について、実需を踏まえ具体的に示した提案であること（補助金や税制の要望等、単に財源措置の支援を求める内容の提案は不可）。

<留意事項>

過去に提案されたものについても、社会情勢や地域の実情の変化等に合わせて内容を更新し、再度提案することも可能です。

4. 提案書の様式

別添のとおり

5. 記入に当たっての留意事項

提案書の記入に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 実現可能性を具体的に検討するため、特定の区域での規制改革を求める提案の場合、「④事業の実施想定場所（任意）」の欄は「〇〇県〇〇市」など具体的に記入してください。全国での規制改革を求める場合や区域が未定の場合には記入しなくても差支えありません。
- (2) 1 件の提案に複数の規制改革の内容を含む場合は、様式中⑦及び⑧の欄は、個別の規制ごとに記載してください。
- (3) 「⑦」「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容・根拠法令」の欄には、⑤の事業を実施するに当たって現行のどの規制がどのように障害となっているのか、詳しく記載してください。
- (4) 「⑧」「⑤」及び「⑥」を実現するために求めたい規制改革の内容、当該規制改革によって生じうる懸念の有無や代替措置」の欄は、単に「⑦の規制等の廃止」と記載するだけでなく、規制等の具体的な変更内容やそれに伴う代替措置、新しい規制・制度の提案等も含めて、できるだけ具体的に記載してください。
- (5) いただいた提案は、検討終了後に国家戦略特区のウェブサイトでの公表を予定しています。その際、提案者名及び提案内容について非公表を希望される場合は、提案書の「⑪公表不可の理由」の欄にその理由を記載してください。

6. 提案書の提出方法

提案書は、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メールの場合
提案書及び参考資料（ある場合）を送信してください。

<留意事項>

- ① 電子メールのタイトル（件名）は、「提案書送付 （提案主体名）」としてください。（例：提案書送付 ○○会社）
複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入してください。
- ② 提案書の電子データのファイル名は、「（提案主体名） （提案名）」としてください。（例：○○会社 □□プロジェクト）
「提案主体名」は、①と同様に記載してください。
- ③ 送信先については、以下の URL からご請求ください。
<https://form.cao.go.jp/chiiiki/opinion-0054.html>

（２） 郵送の場合

提案書等一式を２部提出してください。なお、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

提出先は下記 ７． お問合せ先の<住所>に記載のとおりです。

なお、提案書受領後、当方より受領した旨の御連絡はしておりません。必要に応じて地方創生推進事務局（TEL 03-5510-2472）にご確認ください。

7. お問合せ先

提案様式への記載方法等、御不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

内閣府 地方創生推進事務局 提案募集担当

<住 所> 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 11 - 39 永田町合同庁舎 6 階

<電 話> 03 - 5510 - 2472

8. 提案の取扱い

- （１） 募集した提案のうち、必要に応じて国家戦略特区ワーキンググループによるヒアリングを実施します。
その上で、関係省庁と折衝し、国家戦略特別区域諮問会議において調査・審議します。
- （２） また、特区法第 38 条第 1 項の規定により、構造改革特区に係る提案と見なして取り扱うこととした提案については、地方創生推進事務局が関係省庁と調整を行い、構造改革特別区域推進本部で対応方針を決定します。

なお、関係省庁との調整過程において、省庁からの回答に対して提案者から意見を出していただく機会を設けることとしています。

(3) 提案書類については返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

9. 参考

国家戦略特区の仕組み等につきましては、以下のウェブサイトをご参照ください。

内閣府作成のパンフレット（「国家戦略特区の活用事例」）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/katuyoujirei_2303.pdf

以上